

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約												
○十勝圏複合事務組合規約 (平成29年 9 月 6 日 十地政第2183号指令) 第 1 条及び第 2 条 略 (組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td><td>帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 第 4 条～第17条 略	略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	略		○十勝圏複合事務組合規約 (平成29年 9 月 6 日 十地政第2183号指令) 第 1 条及び第 2 条 略 (組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td><td>帯広市、音更町、<u>鹿追町、新得町</u>、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 第 4 条～第17条 略	略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、 <u>鹿追町、新得町</u> 、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	略	
略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
略													
略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、 <u>鹿追町、新得町</u> 、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
略													